

「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:18件(法人:16件、個人:2件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人【16件】(提出順)

日本テレビ放送網株式会社、株式会社毎日放送、株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日ホールディングス、読賣テレビ放送株式会社、北海道放送株式会社、一般社団法人 日本民間放送連盟、株式会社文化放送、株式会社TBSテレビ、株式会社山梨放送、中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ、株式会社鹿児島読賣テレビ、札幌テレビ放送株式会社、一般社団法人 衛星放送協会、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ東京ホールディングス

○個人【2件】

■「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用に関する規定について			
1	<p>放送ネットワークインフラの維持管理にかかるコストや保守管理の人材確保が課題となる中、NHKと民間放送事業者が連携協力して設備維持のコストの抑制に取り組む必要があり、中継局の共同利用が経営の選択肢として検討が進んでいます。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)の施行を受け、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用及び基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る諸規定の整備によって、コスト抑制に関する施策の実効性を一層高めると共に、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行っていただくよう要望します。</p>	<p>中継局の共同利用については、放送を取り巻く環境が大きく変化し、地上基幹放送を行う基幹放送事業者において、その放送インフラの維持管理が厳しくなっていることを踏まえ、中継局の柔軟な構築・運用を可能とする「経営の選択肢」とするために整備するものです。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	【日本テレビ放送網株式会社】		
2	<p>中継局の共同利用と地上波中継局の共同利用会社全国または地域協議会の取り組みに関して NHK と民放各局の全局で全地域（一部未整備の地域がある民放テレビまたはラジオ局も含めて）で平等に共同で整備するよう地上波テレビ中継局のみならず地上波ラジオ中継局（コミュニティ放送や多言語放送も含む）でも同様の協議と取り組みを求めます</p> <p>【個人1】</p>	<p>中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>中波放送及び超短波放送に係る中継局の共同利用についても、放送事業者における主体的な取組が前提とはなりますが、総務省としても放送事業者からの要望等に応じて適切に対応します。</p>	無
3	<p>中継局の共同利用については、NHK と民放の全ての放送局が視聴・聴取できるようにテレビ中継局だけでなくラジオ中継局も共同利用ができるようお願いいたします</p> <p>そして一部の民放テレビまたはラジオ局で諸事情により中継局の整備できなかった難視聴・聴取地域でも NHK と民放全局の中継局を共同で整備利用によって難視聴・聴取地域の解消と地域貢献が期待できるよう求めます</p> <p>【個人1】</p>	<p>中継局の共同利用は、既に免許を受けている特定地上基幹放送事業者が、中継局の全部又は一部を他者から提供を受けて基幹放送の業務を行うに当たり、自社の設備を用いる場合と同水準となるよう、その基幹放送の業務に用いる設備及びその運用のための業務管理体制の基準の適合性について総務大臣の「確認」を受けることにより、当該提供を受けることを可能とする制度であり、中波放送及び超短波放送においても同様に利用が可能です。</p> <p>また、放送事業者における主体的な取組が前提とはなりますが、難視聴地域においても、当該地域の放送事業者が、設備維持費等のコスト面での負担を軽減可能な中継局の共同利用に参画することで、難視聴地域の解消につながるものと期待しています。</p>	無
4	<p>共同利用で新たに創設される「確認」に際しては、HS 一致事業者の手続きが過度に煩雑にならないように強く希望する。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>中継局の共同利用に係る「確認」については、改正案の放送法施行規則第 81 条の3第2項のとおり、申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、特定地上基幹放送事業者の負担とのバランスも考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>中継局等の共同利用については、総務省、民放、NHK による全国および地域の協議会を設立する等、実現に向けて検討を重ねているところであり、その取り組みを促進する本改正案に賛同しま</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討することとし、いただいた</p>	無

	<p>す。</p> <p>今後さらなる民放とNHKの設備共用や、ブロードバンド、CATV、衛星放送などによる地上波放送代替の検討が進んだ際には、今回同様、関係者の意見を汲み入れながら、速やかな法整備が行われることを期待します。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>ご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>・改正放送法を受けて、民間放送事業者は、放送ネットワークの設備コストの低減を図るため、地上波テレビ放送の中継局設備の共同利用の検討を進めており、今般の省令等の規定整備により、中継局設備の共同利用が実施可能とすることに賛同します。</p> <p>・行政には、中継局設備の共同利用に向けて、NHKの子会社設立などにかかる必要な手続きを確実に行うとともに、地域協議会の運営など適切にフォローアップするよう要望します。</p> <p>・災害等非常時の情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関して、行政には引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>いただいたご意見は上記の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>・「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切に対応されるよう要望します。</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>・民放連は「中継局共同利用推進全国協議会」に協力・参加するなど、地上テレビ中継局の共同利用の検討を進めているところです</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在</p>	無

	<p>ので、今般の規定整備により「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・新たな制度が実効性を伴うものとなるよう、行政は本件のフォローアップを行うとともに、非常災害時に情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関し、引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
9	<p>・複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備共同利用が実現される政策は、民放事業者にとって経済合理性に基づき経営判断の選択肢が広がることにつながり賛成します。</p> <p>・「共同利用型モデル」の実現は、放送ネットワーク維持のためコストをできる限り圧縮することであり、既存の共同設備や共同保守体制などの地域ごとの事情を踏まえつつ具体的な施策を進めるうえで、行政においても支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>民放・NHK も含めた放送ネットワークのインフラ維持の観点から、中継局設備の共同利用が実施可能となることについて賛同いたします。放送ネットワークインフラが機能し続けるよう、引き続き必要な支援や対策を行うよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>・鹿児島讀賣テレビは、鹿児島民放他局と共に、「中継局共同利用推進全国協議会」に積極的に参加し、地上テレビ中継局の共同利用の検討を進めたいと考えており、今般の規定整備により「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・新たな制度が、地域ごとの特性に応じて、中継局維持の負担軽減に向けて実効性を伴うものとなるよう行政の働き掛けをお願いします</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の実効性を確保するための取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>また中継局の共同利用に係る「確認」については、特定地上基幹放送事業者の負担とのバランスも考慮して運用する予定であり、いただいたご意見は上記の検討や運用に当たっての参考とさ</p>	無

	<p>ると共に、鹿児島エリアにおいては、特に離島における非常災害時の情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関し、引き続き必要な支援や対策を講じて頂けますよう要望致します。</p> <p>・中継局設備の共同利用制度化に伴う認定や免許、確認手続きを簡略化していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>せていただきます。</p>	
12	<p>放送ネットワークインフラの維持管理に係るコストや保守管理の人材確保が課題となる中、NHK と民放が連携協力して設備維持のコスト抑制に取り組む必要があり、中継局共同利用が経営の選択肢として検討が進んでいます。地域毎に NHK と民放の中継局の設置事情は異なる為、全国的な検討の進展と共同利用の具体化プロセスへの総務省の積極関与を要望します。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律 の施行を受け、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用及び基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る諸規定整備により、コスト抑制に関する施策の実効性を一層高めると共に、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行って頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>また中継局の共同利用の運用の実効性の確保及び業務管理体制の確保に係る制度の適切な運用のための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
13	<p>・現在、放送ネットワークインフラにかかるコストや保守管理する人材確保が課題となる中、NHKと民間放送業者が連携して地上テレビ中継局の共同利用を行うことで各社のコスト削減につなげる取り組みを検討しております。</p> <p>・地域の重要なライフラインである放送をこれからも維持するためにも新たな制度が実効性を伴い、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行っていただき、引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p>	<p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
14	<p>●地上放送の中継局設備の共同利用が可能となる改正放送法の</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	無

	<p>施行に向けて、中継局共同利用会社の設立を視野に入れた免許・認定手続き等の規定を整備することに賛成します。放送を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地上放送事業者は国民・視聴者に対して引き続き社会的役割を果たしていくため、中継局の共同利用は重要な検討課題です。</p> <p>●テレビ東京ほか民放事業者は、NHK、総務省と共に昨年12月、「中継局共同利用推進全国協議会」を発足し、放送ネットワークインフラの効率化を図るため課題抽出や検討を開始しています。総務省においては引き続き、放送事業者の意見を汲み取りながら、法制度面からの適切な後押し、支援策の投入を要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に関する規定について			
1	<p>放送法第105条の2において、特定地上基幹放送事業者は、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(共同利用会社)を利用する際、設備や運用のための業務管理体制の基準適合性について総務大臣の確認を受けることとされています。今回、放送法施行規則第81条の3などにより確認制度の手続きが整備されますが、中継局の共同利用が民間放送事業者の経済的、人的負担の軽減の観点に立つものであることを考えれば、確認制度の柔軟な運用および放送事業者の事務的負担を極力削減していただきたいと考えます。さらに、放送法第111条などに規定された業務管理体制の基準適合維持義務にあたり、放送法施行規則第123条の4で追加された設備等維持業務を確実に実施することができる体制構築については、放送事業者の負担増加を助長させることがないよう、配慮をお願いします。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>本案では、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備及びその運用等は第三者への委託が念頭に置かれている。またその場</p>	<p>業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であるとともに、そ</p>	無

	<p>合、委託先における設備等維持業務を総務省令で定められる基準に適合させることは放送事業者のみに課されている。</p> <p>しかし当該第三者は同様の業務を複数の放送事業者から受託することが想定され、放送事業者が各々委託先の設備等維持業務の実施状況を個別に確認することは効率的でない。</p> <p>そうした確認は受託事業者に対する公的機関による認定制度等を整備することによって、放送事業者の負担軽減が図られることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>の在り方については、今後も必要に応じて検討することとしており、いただいたご意見も運用や検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
3	<p>・放送設備の外部利用への対応に伴う「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、設備の運用の委託先に係る規律が極端に厳しいものにならないように、また、再免許申請等の実務面で手続きが煩雑にならず、民間放送事業者の負担にならないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>・業務管理体制に係る適合維持義務の追加にあたっては、災害時に国民の生命財産を守るための放送維持に関するものについては充実させるべきと考えますが、通常時の保守運用にかかるものについては過剰な管理体制が求められることの無いよう、経済合理性に配慮された形で適正に策定されることを要望します。</p> <p>・業務管理体制に係る基準の策定にあたっては、再免許申請等の実務面において、提出資料をできる限り簡素化するなど、民放事業者の負担軽減を図るよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>・「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、再免許申請等の実務面において、提出資料をできる限り簡素化するなど、民放事業者の負担軽減を図るよう要</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請</p>	無

	望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	
6	基幹放送事業者等に対する業務管理体制の基準適合維持義務を課すことに伴う、具体的な基準及び手続の詳細を規定する際は、出来るだけ手続きや提出書類を簡素化する等、民間放送事業者の実務面における負担増にならないよう要望いたします。 【株式会社文化放送】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
7	・「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、申請の内容と提出資料を可能な限り簡素化を図るよう、要望します。 【株式会社 TBS テレビ】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
8	・基幹放送事業者等の業務管理体制確保において、基準適合維持義務を課すことは必要と理解するが、具体的な規定および手続きの実務面において、提出資料の簡素化など当該社にかかる負担軽減を図るよう要望します。 【株式会社山梨放送】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
9	実務面で過度な負担がかかることを避けるため、「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」に伴う設備等維持業務の説明資料の提出においては、なるべく要件を簡素化する等、実務の負担軽	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請	無

	減に配慮するよう求めます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】	にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	
10	また基幹放送事業者等に対する業務管理体制の基準適合維持義務の申請等は、提出資料を出来る限り簡素化するなど、民放事業者の事務負担軽減を図るよう要望します。 【株式会社鹿児島読売テレビ】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
11	今回の「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等」の中で、「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」について、現状、衛星基幹放送では、エンコーダなど番組送出設備と地球局設備が一体として構築されている部分もあり、基幹放送設備の一部を外部に委託する形態があります。今後、地上放送、衛星放送を問わず外部委託の増加やクラウド利用等の多様化も見込まれるため、基幹放送事業者の設備及び運用の管理体制について、制度上明確にされたものと理解します。 放送事業者を取り巻く環境は、これからも大きな変化があり得る事から、法制度とその運用については、引き続き環境変化に伴う見直しと柔軟な対応をお願いいたします。 【一般社団法人 衛星放送協会】	賛同のご意見として承ります。 業務管理体制の確保に係る制度も含めた放送制度の在り方については、今後も必要に応じて検討することとし、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
12	●基幹放送事業者が国民・視聴者へ信頼性の高い情報を提供し、引き続き社会的役割を果たしていくため、免許・認定更新の際に、放送設備の技術基準の適合義務や、その運用のための業務管理体制の確保を課すことは必要措置と理解します。 また、経営の合理化の一環から今後、電気通信設備(マスター設	賛同のご意見として承ります。 業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無

	<p>備)の運用の外部委託や集約化が進んでいく中で、委託先等においても同義の規定を適用することは妥当と考えます。</p> <p>●省令・訓令改正によって、免許・認定更新時における「技術的能力」の審査が強化され、設備の管理責任者の明確化、管理規程類や実務経験者の能力証明書の提出等が新設されましたが、過度な規制にならないよう要望します。</p> <p>●免許・認定更新時の提出書類の在り方に関しては、放送事業者の事務負担の増加にならないよう配慮を求めます。行政事務のデジタル化の推進の観点から、実務担当者の負担軽減につながるシステムの構築等、簡便な提出方式の導入を望みます。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち複数の放送対象地域における放送番組の同一化に関する規定について			
1	<p>改正放送法により導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、今般の規定整備によりこれを実施可能とすることについて、基本的に賛成します。番組同一化に係る放送対象地域の上限数の「九」についても、民放に関連する他の法制度と整合性からも妥当であると判断します。</p> <p>民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切にフォローアップを行うよう要望すると共に、認定要件についても申請事業者の過度な負担にならないよう、柔軟な運用を要望します。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>最近民放のテレビ番組ではとある民放キー局で放送している番組が系列局のない県では見られないと言った県民からのインタビュー等の内容を何度かご覧になりました</p>	<p>本法改正は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者における「経営の選択肢」の一つとして、複数の放送対象地域で放送番組の同一化を行うことを可能にするものであって、</p>	無

平成に入り民放テレビ局の視聴格差是正を目的に1県に2局だけだった各県で新規の民放テレビ局が相次いで開局し1県に3から4局に増やして来ました

ところがとある県からは1県に4局は多すぎるといった声や民放キー局の関係者からは一部の空白県やクロスネット局のある県を残して新規の系列局開局を打ち切ることを表明したことにより現在も各県の地方民放テレビ局数ごとの視聴格差が続いています

とある民放キー局の系列局のない各県(空白県)では東京のキー局や隣県の同系列局が同系列局のない各県に支社や支局を置いて取材や営業を行っていますがケーブルテレビや遠距離受信を通じて隣県の同系列局の放送を視聴するのが現状です(中には地上波民放テレビ局が1局しかない県では特例としてケーブルテレビの再送信を認めたケースも)

今回の改正では複数県で同一内容の放送を可能にする制度で具体的には民放キー局のテレビまたはラジオの同系列局同士の再編にのみを想定としていますが民放キー局のテレビまたはラジオの系列局のある県が同系列局のない(空白)県にも放送対象地域を広げる場合などは全く想定しておらず個人的には落胆ではありません

民放のテレビまたはラジオの地域間による視聴・聴取格差(1局で複数系列を持つクロスネットの解消も含めて)を全て是正するためには複数県域でも全ての民放テレビまたはラジオの系列局を持つことが全国民にとってふさわしいと思います

放送対象地域ではテレビは32地区とラジオはAMでは39地区FMでは45地区からの地区数と広域または1県域や2県域問わず放送対象地域ごとの放送系の目標数の上限を見直し地域ブロックごとに再編して(例えば北海道・東北・関東甲信越・北陸東海・関西・中四国・九州沖縄の7ブロックを想定)1ブロック内で1局あたり最大9から10の都道府県までを制限とした仕組みにしてキー局の

当該同一化の実施は、異なる系列間の基幹放送事業者の間におけるものを排除しておらず、法律等で規定する範囲において、各基幹放送事業者の経営判断に委ねられるものです。

いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。

	<p>テレビまたはラジオの系列局のない県(複数系列のクロスネット局のある県も含む)でも放送対象地域を広げて同一内容の放送ができるなどの制度設けることを求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
3	<p>複数県で同一内容の放送を可能にする制度のの件については民放キー局系または独立局を問わず各局の希望によりテレビまたはラジオの隣接県の系列局内を統合する場合だけでなくテレビまたはラジオの系列局のある県が隣接または飛び地を問わずに同系列局がない(空白)県にも放送対象地域を広げるといった柔軟な制度対応を求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>特定放送番組同一化認定制度は、異なる放送対象地域において、異なる放送事業者が全く同一の放送番組を放送することを可能にするものであり、また、放送系については、基幹放送普及計画(総務省告示)において、各放送対象地域における放送系の数の目標が規定されております。</p> <p>したがって、今般の制度整備においては、ご指摘の同系列がない県にも放送対象地域を広げるといことはできませんが、いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>複数の放送対象地域において放送番組の同一化を可能にすることは、放送事業者の経営の選択肢の拡大につながるものであり、賛成します。今後も放送を取り巻く環境変化等をふまえて、適宜制度改正を行うよう要望します。</p> <p>放送法施行規則第91条5等では、「自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していること」、「地域性担保措置の内容」等が要件となっていますが、放送事業者の意向を汲み取りながら、使いやすく柔軟な運用がなされることを要望します。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度及びその運用については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>放送事業者の経営の選択肢を広げる観点から改正放送法において導入された「特定放送番組同一化認定制度」が、今般の省令等の規定整備により実施可能となることに賛同します。新たな制度が、民間放送事業者の経営基盤強化に実効性のあるものとなるよう、行政には簡素で柔軟な運用を要望します。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度及びその運用については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>・民間放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、行政には、引き続き民間放送事業者の意見・要望等を把握し、適時適切に対応していただくことを要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
6	<p>総務省消防庁がガイドラインを定め、住民の生命財産を守るIP DC災害情報伝達、様々な情報を視聴者にきめ細かく届けることができるデータ放送も、放送局の重要な役割だ。放送番組の同一化は「CMを除く100%」と実質的に定められているが、これらは同一化の対象外と考えるがいかがか。</p> <p>またサブチャンネルについてはどのようにお考えか。総務省の見解を伺いたい。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>ご指摘のデータ放送とサブチャンネルは、放送の一部であって、放送される情報は放送番組となり、今回制度整備する特定放送番組同一化認定制度の目的は、マスター設備等の設備の統合による経営の効率化であることから、同一化を行う対象にはデータ放送やサブチャンネルを含みます。</p> <p>その上で、実際に同一化を行う場合には、放送事業者において、認定要件である地域性確保措置を講ずることなどにより、データ放送やサブチャンネルを含め、地域固有の需要を満たすように放送されるものと考えております。</p>	無
7	<p>・改正放送法により導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、今般の規定整備によりこれを実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切にフォローアップを行うよう要望します。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>・新たに導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものとして、意義があると考えています。放送番組を同一化できる割合として「広告放送を除いて全部」「自然的経済的文化的諸事情」といった認定の要件について、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟に運用していただくことを、要望します。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	【株式会社 TBS テレビ】		
9	<p>・複数の放送対象地域での番組の同一化を認める仕組みとすることは、放送対象地域の拡大による広告の価値や需要が下がる懸念を感じますが、今後メディア所有の規制等、柔軟な見直しや民放事業者の経営の選択肢を増やす観点につながり賛成します。</p> <p>・地方ローカル局として「地域情報の発信を確保する」担保という側面より、自社制作比率の指標設定などの規制により、地方ローカル局の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限されないことへのフォローを要望します。</p> <p>【株式会社山梨放送】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>本法改正は、地域性確保措置や、広告放送を除いた全ての放送番組の同一化など、各地域の広告の価値や需要等の事情を考慮した上で特定放送番組同一化の認定要件を規定し、あくまで経営の選択肢の一つとして特定放送番組同一化認定制度を設けるものです。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>マスメディア集中排除原則の緩和や放送の同一化に対しては、経営の選択肢を増やすことに繋がるという点において賛同します。しかし、広告枠以外を全て同一化することは、放送の多様性・地域性を確保しようとする経営の選択肢を狭めることにも繋がりがねません。放送の同一化を進める上では、ローカル局のニーズに合わせた柔軟な制度設計が必要であると考えます。</p> <p>【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】</p>	<p>特定放送番組同一化認定制度の目的は、マスター設備等の設備の統合による経営の効率化であることから、広告放送を除いた全ての放送番組の同一化を認定の要件の一つとしていますが、地域性確保措置や自然的経済的社会的文化的諸事情なども同時に認定要件とすることで、放送の多様性や地域性を確保しつつ、経営の選択肢を拡大する制度としています。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>改正放送法で導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放の経営の選択肢を増やすものであるため、一般の規定整備でこれを実施可能とする事について基本的に賛成します。番組同一化に係る放送対象地域の上限数「九」についても、民放に関連する他の法制度と整合性からも妥当と判断します。特定放送番組同一化実施方針の認定要件においては、訓令案で「それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること」とされています。しかし「放送番組が設けられていること」だけを要件とするのではなく、そもそも放送時間の少ないローカル放送枠</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>各放送対象地域の情報量が減少することのないよう、訓令案において例示した地域性確保措置や自然的経済的社会的文化的諸事情などの認定要件を設けています。</p> <p>放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き特定放送番組同一化認定制度の在り方も含む、放送制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>に複数地域の情報を入れる事で、各地域の情報量を減らす事にならないよう、対策が必要であると考えます。</p> <p>また訓令案では、地域性確保措置について「不断の見直しを行うための体制が確保されていること」とされている点は特に重要です。放送番組同一化で民放の経営の選択肢を増やす事と同時に、地域情報発信レベルを維持する為の施策・対策を行政側も絶えず講じ続ける事も肝要です。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		
12	<p>●改正放送法の施行によって「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」が可能となり、そのための具体的な認定要件が規定されることは適当と考えます。地方を中心に地上放送事業者の経営状況は厳しさを増しており、同一化は中長期的に放送事業の安定継続を図るために有効な手段です。</p> <p>放送番組の同一化を可能とする地域を「広域圏を除く各県域」とし、非隣接・隣接を問わず最大「9 地域」まで認めることは、放送事業者にとって経営の選択肢の拡大につながるため賛同します。</p> <p>●同一化の認定要件として、「地域性確保措置」を講ずるほかに、「自然的経済的社会的文化的諸事情」が相互に相当程度共通していることとし、訓令において具体例を記していますが、「相当程度共通」の解釈については放送事業者の経営の現状を十分理解した上で、柔軟な運用を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
全体意見・その他の意見			
1	<p>民間放送事業者の要望を踏まえた上での、経営の選択肢を増やす制度整備には賛成する。</p> <p>民間放送事業者各社の自由な経営判断のもと、制度が活用しやすいように柔軟な運用を求める。</p> <p>あくまで各社の判断のもとで使われるべき制度であり、決して強</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>放送を取り巻く環境が大きく変化するなかでも、放送事業者が各地域においてその重要な役割を引き続き果たすことができるよう、将来的な経営形態の合理化を含め、経営基盤を強化することが重要と考えており、本法改正もそのような観点から行うものです。</p>	無

	<p>制されるものではない。 制度を活用する際の手続きは、放送局の負担にならないように簡略化していただきたい。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>「中継局の共同利用」及び「放送番組の同一化」は、あくまでも基幹放送事業者における経営の選択肢の一つであり、その経営判断により行うものとなっています。</p> <p>各手続については、事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
2	<p>・放送ネットワークの維持は、災害などの非常時はもとより国民に情報を継続的に伝える手段として、重要です。この維持に関して、今回の規定整備を含めて、行政が必要な支援と対応を進めるよう要望します。</p> <p>【株式会社 TBS テレビ】</p>	<p>本法改正は、放送を取り巻く環境が大きく変化するなかで、基幹放送事業者等が、その放送ネットワークの構築・運用に当たって財政的な観点から採用できる経営の選択肢の拡大や、その放送ネットワークによる安定的・継続的な放送の実施を確保する観点から必要となる業務管理体制の確保のために行うものです。</p> <p>いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
3	<p>なぜ、外資規制関係記載事項を省略・簡略化するのでしょうか？まさか外資規制を緩めようとしているのではないですか？</p> <p>【個人2】</p>	<p>今般の改正は、例えば、現在、複数の総合通信局の管轄区域内に設置する基幹放送局について免許及び再免許の申請を行う場合は、その全ての総合通信局について外資規制関係事項を重複して記載しなければならないところ、これを一の総合通信局について記載すればよいこととする、また、外資規制関係事項に係る変更届出は、中継局を含めて全ての基幹放送局について無線局事項書を重複して提出しなければならないところ、これを一の基幹放送局について提出すればよいこととする等、無線局免許手続規則等を改正し、手続面での変更を行うものであり、電波法・放送法に定める外資規制を緩めるものではありません。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。